

山口県警察職員の公用名刺について

平成17年3月14日

山口警務第202号

1 記載事項

公用名刺に記載する事項は、原則として、次に掲げるとおりとする、ただし、警務部警務課長の許可を受けた上で、当該記載事項の一部を省略し、又は変更することができる。

- (1) 所属名（交番その他の派出所及び駐在所の名称を含む。）及び職名又は係名
- (2) 階級又は「山口県職員」
- (3) 氏名
- (4) 勤務先の所在地（郵便番号を含む。以下同じ。）及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。以下同じ。）

2 記載要領

別添記載例のとおりとする。

3 記載上の留置事項

- (1) 所属名及び職名又は係名
 - ア 係名は、必要により省略することができる。
 - イ 業務の記載が冗長となり、又は職務遂行上支障がある場合は、当該兼務の記載を省略することができる。
 - ウ 警察学校に勤務する警察官（学校長、副校長及び校長補佐を除く。）は、「山口県警察学校教官」と記載する。
- (2) 階級又は「山口県職員」
 - ア 警察官は、「山口県」を冠し、その下に階級を記載する。
 - イ 警察官以外の職員は、「山口県職員」と記載する。
- (3) 氏名
氏名には、必要により振り仮名を付すことができる。
- (4) 勤務先の所在地及び電話番号
 - ア 勤務先の所在地は、実際の勤務地を記載する。
 - イ 電話番号には、内線番号を付すことができる。
 - ウ 所属のホームページアドレス及び電子メールアドレスを記載することができる。
- (5) その他
 - ア 山口県警察のシンボルマーク又はシンボルマスコットを表示することができる。
 - イ 警務部警務課長の許可を受けた上で、アのシンボルマーク及びシンボルマスコット以外の図形等を表示することができる。
 - ウ 職員本人の顔写真を表示する（シールプリントの貼付を含む。）こ

とができる。

エ 警務部警務課長の許可を受けた上で、警察業務運営に関連した標語を記載することができる。

オ 横長横書きで表記することができる。

カ 公用名刺の裏側に英語で表記することができる。